

< 添付2 >

配達代行委・受託標準契約書

〇〇配達代行社(以下、委託者という)と配達従事者である_____ (以下受託者という)は、配達代行サービスと関連して相互に信義誠実の原則により次の通り委・受託契約を締結する。

第1条 (目的) 本契約は、委託者が受託者に委託する配達業務などに関して委託者と受託者間の権利と義務を定めることを目的とする。

第2条 (基本原則) 委託者と受託者は、本契約により配達業務を遂行して配達料を支給するにあたって相互に対等な立場で信義誠実の原則により自身の権利を行使し、義務を履行する。

第3条 (契約の主要内容) 契約の主要内容は次の通りである。

	区分	主要項目
業務内容および 契約期間	契約期間 (例示)	____年__月__日から ____年__月__日まで (____ヶ月)間
	業務内容 (例示)	____区域、__曜日、____~____時 または、当事者間の協約した内容
配達料支給基準	支給基準 (例示)	総額____ウォン、件当たり____ウォン または、基本__km当たり配達料____ウォンとするが、 追加的にm当たり____ウォンで算定する
	支給日 (例示)	毎月(毎週又は毎日)____日 または、発生件当たり実時間で精算
保険加入		産業災害補償保険____ウォン
その他事項		受託者運転免許証番号_____ 口座番号(銀行)_____ PDA番号(電話番号)_____

第4条（配達業務の実行） ①受託者は、配達物品を目的地まで適正な時間内に安全に配達しなければならない。

②委託者は、受託者に委託する各配達業務に関して次の各号の情報を提供しなければならない。

1. 商品の発送地と目的地住所
2. 配送物の品目、体積、重さおよび物品取扱いなどに関連した顧客の要請内容
3. 決済方法

③配達業務を遂行するにあたって必要な物品は、受託者が自ら調達するのを原則にする。ただし産業安全保健法第78条(配達従事者に対する安全措置)、産業安全保健規則第32条(安全帽保有の有無)等の関係法令で定められた場合、又は、委託者と受託者が合意した場合、受託者は、必要な物品を委託者から有償又は無償で貸与を受けることができる。

④受託者は、顧客に関連した情報を本契約による義務を履行すること以外の用途や目的で使用してはならず、顧客の同意なくその情報を第三者に提供(公開)してもならないなど個人情報保護法第26条(業務委託による個人情報の処理制限)等、個人情報保護関連法令を遵守しなければならない。

⑤委託者は業務遂行範囲に必要な受託者の個人情報を顧客に公開できない。

第5条（配達料支給） ①委託者は、第3条によって定められた配達料を精算方式(システムを通じた精算など含む)により、定められた期間内に受託者に全額支給しなければならない。

②委託者は、受託者に配達料支給内訳(支給明細書、電子文書、口座送金内訳など)を交付し、受託者が配達料の支給内訳を常時閲覧ができるようにしなければならない。

第6条（不公正取引行為禁止） ①委託者は、受託者に本契約書で定めない業務を強要することができない。

②委託者は、正当な理由なく受託者に配達料の全部又は一部の支給を遅延し、又は、拒否することができず、支給した配達料を回収することができない。

③委託者は、正当な理由なく受託者に特定の配達業務を強要、又は、配達情報を選別して提供もしくは遮断することができない。

④委託者は、注文取り消し又は変更、委託者の過失など受託者の過失によらなかつた損害を受託者に転嫁できない。万一、顧客の注文取り消し又は変更などにより実行中である配達業務が取り消し又は変更される場合、委託者は受託者に別途合意した手数料を支給しなければならない。

⑤委託者と受託者は、正当な理由がない限り、合意した諸般の費用以外の金銭支給額を相互に要求することができない。

⑥委託者と受託者は、第9条第3項により許された場合を除いては配達業務の不完全履行に対する違約金又は損害賠償額を予定する別途の契約を締結することができない。

第7条（不当処遇の禁止） ①委託者と受託者は、互いの個人情報保護のために個人情報保護法第26条など個人情報保護関連法令を遵守しなければならない。

②委託者は、受託者の人種、性別、宗教、障害、労働組合加入などを理由にして合理的理由なく業務委託条件を差別し、又は、その他の不利な措置をしない。

第8条（産業災害予防） ①受託者は、本契約による配送業務を安全に遂行するべきで、道路交通法第50条(特定運転者の遵守事項)、自動車管理法第48条(二輪車の使用申告)等、配送業務の安全に関連した法令を遵守しなければならない。万一、関連法令を違反して罰金、過怠金、罰金など法的処分が賦課された場合、これは受託者の負担とする。

②委託者は、道路交通法第49条による運転者の遵守事項など受託者の安全運行に必要な事項を点検することができる。

③委託者は、受託者が配達業務を遂行するのに所要する時間を安全事故を誘発しかねないほどに制限してはならない。

④受託者が産業災害補償保険法第125条による特殊形態勤労従事者に該当する場合、産業災害補償保険料の負担は、雇用保険および産業災害補償保険の保険料徴収などに関する法律第49条の3に従う。

ただし、受託者は、産業災害補償保険法の適用を望まない場合(委託者が保険料を全額負担しない場合に限る。)産業災害補償保険法第125条第4項により、勤労福祉公団に産業災害補償保険法適用除外を申し込む。

⑤保険業法による被保険者、自動車損害賠償保障法による自動車保有者が負担しなければならない保険料は、上記法令に他の内容がない限り、受託者の負担にする。ただし、契約当事者間に別途合意がある場合、例外的に委託者が受託者の保険加入および保険料納入を代行することができる。

第9条（事故の責任と損害賠償） ①受託者は、配達業務遂行のうち交通事故、配達物品の紛失など重要な状況が発生した場合、直ちに委託者にその内容を通知しなければならない。

②委託者と受託者は、本契約の履行過程で各当事者の帰責事由による契約違反、不法行為、過失により相手方又は第三者に損害が発生した場合、これを賠償しなければならない。

③第2項により委託者又は受託者が損害を賠償する場合、委託者と受託者は損害賠償額の負担に対して合意しなければならず、この時、損害賠償額は配達物品の価額を超えることができない。

第10条（従事者教育） 委託者は、受託者が交通法規、安全運行およびサービスなどに関する教育を受けるように勧告することができる。

第11条（産業災害補償など） 委託者は、受託者が産業災害補償保険法第125条による産業災害補償保険に保険加入の有無および具体的な加入手続きなど加入に必要な事項を受託者に十分に案内しなければならない。

第12条（租税および公課金） 委託者と受託者間の別途の合意がない限り、各自に発生した租税、公課金などの費用は各当事者の負担にする。

第13条（契約の変更） 合理的で客観的な理由が発生してやむをえず契約変更が必要な場合には、委託者と受託者は相互に合意して記名、捺印後、書面で契約を変更することができる。

第14条（契約の解約理由） ①委託者と受託者は、相互に合意する場合には契約を解約することができる。

②契約の期間満了日_____日前までに、委託者又は、受託者が契約解約の意思を表明しない場合には、本契約と同一内容で第3条による契約期間だけに契約が自動延長したものとみなす。

③委託者は、受託者が次の各号の事項に該当する場合には、受託者に通知して、契約を解約することができる。この場合、委託者は、受託者に7日間の猶予期間を置いて契約の違反事実を具体的に明らかにして、これを是正しなければその契約を解約するという事実を書面又は有線で2回以上通知しなければならない。

1. 受託者が配送業務遂行のうち顧客又は依頼人に莫大な損害を負わせたり、不法および不適切な行動などで民願を発生させて、委託者の業務遂行を顕著に妨害した場合
2. 受託者が任意に顧客に料金を請求するか、又は支給を受けた場合
3. 受託者が委託者に事前通報なく最後の配達業務遂行日から次の各目の期間の間配達業務を遂行しなかった場合

カ. 二輪自動車で配達業務を遂行する者:_____日

ナ. その他の移動手段で配達業務を遂行する者:_____日

④委託者は、受託者が次の各号の事項に該当する場合、契約を直ちに解約することができる。

1. 受託者が運送手段の免許が停止又は取消された場合
2. 受託者が顧客にセクハラ、暴力などの社会的重大な犯罪行為をしたことが確認された場合
3. 受託者が委託者の事前同意なく自身でない第三者に、本契約による配送代行を代わろうとする場合

第15条（異議および紛争の解決） ①委託者と受託者は、本契約に明示されない事項又は契約の解釈に関する事項に争いがある場合には、相互に十分に協議して解決することを原則にするが、合意しない場合、関係法令および一般商慣習に従う。

②本契約と関連して紛争が発生する場合、紛争の仲裁および調整のための猶予期間をもって円満な

解決案を導出するように協議しなければならない。

③第2項の規定にかかわらず、紛争が解決されなかった場合に委託者と受託者は裁判所に訴訟を提起することができる。

第16条（付属合意など） ①委託者と受託者は、本契約の内容を補充するか、又は、本契約で定めていない事項を規定するために付属合意書を作成することができる。

②前項の付属合意は、本契約の内容に背馳又は違反しない範囲内で許容する。

本契約の締結を証明するために契約書2通を作成して委託者と受託者は署名捺印した後、それぞれ1通ずつ保管する。

20 年 月 日

委託者

商号

事業者(法人)番号

住 所

代表者

印

受託者

住 所

携帯電話番号

姓名

印

産業災害補償保険加入

1. 保険加入対象

○ 当然加入対象: 次の各号の要件の一に該当する配達従事者(特殊形態勤労従事者)

1. 委託者との契約によりその委託者の配送業務だけを遂行する人
2. 委託者の配送業務を遂行して部分的に他の業者の配送業務を遂行する人として次の各号のどれか一に該当する人
 - カ. 委託者の配送業務を優先的に遂行することに約定した人
 - ナ. 順番制など委託者が決める方式で業務を配分受けて遂行する人
 - ダ. 業務を遂行するにおいてクックサービス携帯用情報端末(PDAなど)を使用しないで配送業務を配分されて遂行する人
 - ラ. 収益を精算するという点において月費などを定額で納付するなど事実上委託者配送業務を主に遂行する人
 - マ. 受託者が配送業務遂行による全体所得のうち委託者から過半以上の所得を得るか、全体配送業務時間の過半を委託者の配送業務に従事する人. この場合、所得と業務時間は、勤労福祉公団が毎年定める所得と業務時間とする
(※ 2020年月の所得1,242,100ウォン、月従事時間118時間)

○ 任意加入対象: 当然加入対象でない配達従事者(特殊形態勤労従事者ではない者)

2. 当然加入対象配達従事者の保険加入

○ 保険加入者:委託者

○ 保険加入(申告)および保険料納付手続き

①事業場保険関係成立申告: 委託者が配達従事者(受託者)と初めて配達サービス契約を締結した場合、14日以内に勤労福祉公団(以下、「公団」という)に申告

※保険関係成立申告は、委託者の事業場に対する産災保険成立申告手続きであり、委託者の事業場がすでに産災保険に加入している場合には別途申告手続きが不要で、合わせて、受託者との契約締結により初めて保険関係成立申告した場合には、以後追加成立申告も不要である

②受託者に対する入職申告: 委託者と配達サービス契約を締結した受託者に対し、委託者が契約締結日(配達サービス開始日)の翌月15日まで公団に申告

※ (公団)入職申告処理結果案内: 公団は委託者と受託者に対して入職申告処理結果を通知

③ 受託者の適用除外申請: 受託者は、保険料の一部負担などを考慮して自ら適用除外を決めることができ、公団に適用除外を申請することができる。(適用除外を申込み受託者に対しては産災保険を適用(補償)しない)

※ (公団)委託者に毎月産災保険料の賦課・告知

※月産災保険料: 受託者の所得に関係なく月1,454,000ウォン(労働部告示金額) ×産災保険料率(雇用労働部毎年告示)

(例. 2020年の場合、月基準報酬は1,454,000ウォンであり、保険料率は1.93%で月28,060ウォンである)

④産災保険料納付: 委託者は、受託者から受託者負担分の産災保険料(月保険料の50%、2020年の場合、14,030ウォン)を手数料から源泉控除して、委託者負担分の産災保険料(月保険料の50%)を合わせて保険料を毎月納付する

⑤受託者離職申告: 受託者が委託者と配達サービス契約を解約した場合、委託者が契約解約日(配達サービス終了日)の翌月15日まで公団に申告

※ (公団)離職申告処理結果案内: 公団は委託者と受託者に対して入職申告処理結果を通知

3. 任意加入対象配達従事者の保険加入

○保険加入者: 受託者

○保険加入(申告)および保険料納付手続き

①保険加入申請: 受託者が公団に産災保険加入申込書を提出。この時、受託者は雇用労働部長官が告示する保険料算定基礎月報酬額(合計12の区分、1等級2,061,600ウォン~12等級6,667,320ウォン)中一つの等級を選択(等級選択は受託者が任意に定める)

※受託者が公団に加入申込書を提出した日の次の日から産災保険適用(補償)

②産災保険料納付: 受託者が選択した月報酬等級に産災保険料率をかけて産災保険料を算定して、公団が賦課

(例. 2020年の場合、月報酬等級を1等級で選択した場合、保険料は37,100ウォンである(2,061,600ウォン× 2020年料率1.8%))

③保険解約申請: 受託者が公団に産災保険解約申込書を提出。この場合受託者が配達業務に従事しなくて解約申し込む場合には配達業務を止めた日の翌日から、ずっと配達業務に従事する場合には公団の承認を受けた日の次の日から保険関係が消滅(この場合保険に加入した沿道中には解約が不可だ)

付録2.

委・受託者が遵守しなければならない配達従事者安全関連の法令

1. 産業安全保健法

第78条(配達従事者に対する安全措置) 移動通信端末装置(「移動通信端末装置流通構造改善に関する法律」第2条第4号)で物の回収・配達などを仲介する者はその仲介を通じて二輪自動車(「自動車管理法」第3条第1項第5号)で物を回収・配達などをする者の産業災害予防のために必要な安全措置および保健措置をしなければならない。

2. 道路交通法

第50条(特定運転者の遵守事項) ③二輪自動車と原動機装置自転車の運転者は、行政安全部令で定める人命保護装具(安全帽)を着用して運行しなければならない。同乗者にも着用させなければならない。